

「はたちを祝う集い」の申込みは市公式LINEから！



「令和9年五所川原市はたちを祝う集い」のご案内については、環境保護やDX推進の観点から、対象者への案内状はがきの送付を行っていません。参加される方は、次の方法でお申し込みください。

申込み…申込用二次元コードから申込フォームにアクセスしてください。



申込期限…11月27日(金)

*読み取りが難しい方は、URLをご利用ください。
https://liff.line.me/1655712211-AqnBr9nq/top/list?liff_id=1655712211-AqnBr9nq&group_id=195422

*LINEでの申込みが困難な場合は、電話または市ホームページ(右二次元コード)からお問い合わせください。



問い合わせ先…社会教育課 内線2952

空き地を地域の雪寄せ場として活用させてください！

住 宅密集地に空き地を所有している方が、空き地を地域の雪寄せ場として町内会に無償で貸し付けした場合、固定資産税の一部を減免します。

固定資産税の減額割合…雪寄せ場部分の固定資産税の3分の1



主な要件

- ▷町内会に雪寄せ場として無償で土地を貸すこと。
- ▷町内会と使用貸借契約を締結すること(契約書は市で用意します)。
- ▷地域住民が広く利用できる場所であること。
- ▷貸付期間は、原則としてその年の12月から翌年3月までの4カ月間。

町内会の遵守事項

- ▷雪寄せ場を示す看板を町内会で設置し、適正に管理すること。
- ▷利用者は地域住民とすること。
- ▷雪寄せ場の排雪は町内会で対応すること。
- ▷貸付期間終了後は、町内会が清掃し原状復旧すること。

申請期間…10月1日(休)～30日(金)

申請方法…土木課窓口で申請書を配布します。

地域雪寄せ場の申請

申請 (町内会長と土地所有者の合意の上)

決定 (申請地の現場を確認したのち、市から適否の決定通知書が届きます)

契約 (町内会長と土地所有者で締結後、契約書の写しを土木課に提出)

固定資産税の減免申請

翌年の5月に届く「固定資産税納税通知書」に同封されている「減免申請書」に記入の上、税務課または各総合支所総合窓口係へ提出してください。

地域雪寄せ場の申請手続先

- ▷土木課 内線2618
- ▷金木総合支所産業建設係 内線3115
- ▷市浦総合支所産業建設係 内線4043

固定資産税の減免申請手続先

- ▷税務課 内線2262
- ▷金木総合支所総合窓口係 内線3136
- ▷市浦総合支所総合窓口係 内線4066

法律相談は弁護士会へ

青森県弁護士会所属の地元の弁護士事務所での相談が迅速に受けられます。

受付時間／平日午前9時から午後5時

相談料／30分 5,000円(税別)

※但し法テラスの扶助が利用できる場合無料

相談方法

- ① 悩みがある…
- ② 0172-33-7834へ電話
- ③ 午前中に電話→当日15時～17時相談可能
- ④ ③以外の場合→弁護士を紹介します！

今すぐあなたの助けになりたい

お申込・お問合せは：青森県弁護士会 弘前支部まで (TEL.0172-33-7834)

当日相談も
できます

◎ 広報有料広告

五所川原市を応援します!!